

屋久島町農業委員会総会議事録

- 開催日時 平成26年9月25日(木) 午前9時30分から午前11時55分
- 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員 (19人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	5番	白川 満秀	君
	6番	岩川 原造	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	9番	日高 清明	君
	10番	笛原 綾乃	君
	11番	永綱 忠美	君
	13番	岩川 孝行	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	17番	西橋 豊啓	君
	18番	神宮司 守昭	君
	19番	中島 則雄	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (1人)

欠席者 12番 牧 優作郎 君

5. 議事日程

- 会議録署名委員の指名
- 報告第7号 屋久島農用地利用計画変更の申出書の取り下げについて
- 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第30号 農用地利用集積計画について
- 議案第31号 非農地証明願いについて
- 議案第32号 耕作放棄地についての農地・非農地判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 日高 邦義
係長 川東 卓磨
主事補 日高 啓太
相談員 西田 博隆

7, 概要
事務局長

皆さんおはようございます。本日は牧優作郎委員が所用により欠席との連絡を受けております。

ただ今より平成 26 年度第 6 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 3 番委員の田中武浩委員にお願い致します。

憲章朗唱（3 番委員）

お座り下さい。

会長あいさつ。

会長

みなさんおはようございます。やっと良い天気になってくれました。この頃の天候不順でみなさんの農作業の方がだいぶ遅れ気味になっていることを苦慮している方も多いんではないかと思っております。

本日の議案はそう多くはございませんが、農業者年金についての説明会もございます。じっくり理解をしていただきまして、皆さんも推進について情報を寄せいただきたく計画しております。よろしくお願いをいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 5 番委員、6 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 7 号。屋久島農用地利用計画変更申出書の取り下げについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第 7 号。屋久島農用地利用計画変更申出書の取り下げについて、次のとおり変更申出書の取り下げがあったので報告をいたします。

整理番号 3 番。申請人：申出人 [REDACTED] さん（[REDACTED] 歳）、所有者 [REDACTED] さん（[REDACTED] 歳）。親子関係でございます。土地の所在：[REDACTED] の一部。地目：畠。面積：[REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²。利用状況：畠。農用地区域内、都市計画区域です。事由：『代替地の検討の際に、[REDACTED] は車庫が建っているため住宅を建てるスペースが確保できず断念したが、もう一度検討し直した結果、車庫を取り壊し住宅を建築するとの結論に至ったため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成が [REDACTED] m²、一般住宅の建築面積が [REDACTED] m² でございました。

この案件につきましては 6 月の定例総会の折に意見書を求められたところでございまして、結果としては農用地区域の除外をすることはやむを得ないと、皆さんに承認をいただきました。農林水産課の方に意見書を提出したんですが、その後、申請理由のとおり別の場所に建築することが可能になったということで、今回の取り下げになっております。

会長

報告案件でございますが、みなさんが方からご質問等ございますか。（「ありません。」の声あり）

報告案件でございますので、このようにご承知いただきたく思います。

議案第 29 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 29 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があつたので議決を求める。

整理番号 12 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。申請人：借人 [REDACTED] さん（[REDACTED] 歳）・[REDACTED] さん（[REDACTED] 歳）、夫婦であります。貸人 [REDACTED] さん（[REDACTED] 歳）。この方は [REDACTED] さんのお父さんでございます。土地の所在：

事務局長

、畠、■■■■■ m²。利用状況：休耕地。第2種農地・都市計画区域です。事由：『■■■■■ (隣接地・宅地) に建っている建物は、築70年で雨漏り・シロアリ被害の為取り壊し、申請地と一緒に利用し、新しい住宅を建築したい。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成の所要面積が■■■■■ m²、一般住宅の建築面積が■■■■■ m²。

申請地には貸人の母屋とは別に30年ほど前に継ぎ足しをして増築をして建物と倉庫を一緒にしているという状況です。今回、この増築した部分と母屋の部分を解体しまして、現在宅地の部分と今回の農地の部分を一体として二世帯の住宅を建築したいということです。

これについては農地に建物を増築しているということで始末書を添付しております。

周辺地域につきましては、かなり住宅化が進んでいる地域でございます。このような状況から転用についてはやむを得ないと思います。

また、10ha以上の農地の広がりもないことから第2種農地、その他の農地と判断いたしました。以上です。

会長

整理番号12番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

この母屋を引き継いでいるのは貸人の二男なんですが、二男が■■■■■から引き揚げてきた時、親父さんが大工だったもんですから自分で増築したということです。当時は自分の畠に倉庫を建てたり増築したり、農地法というものを知らない方が8割だったと思います。申請をしなければいけないとは思わず、自分で増築をしたということです。

11ページの航空写真を見ていただきたいんですが、申請地の200m程下は海です。周辺も遊休地でダチクだとか。昔は田んぼだったんですが、今は農作業をしている人はおりません。そういうことでお母さんの体調も悪くしているみたいで二世帯住宅ということですし、やむを得ないと思います。以上です。

会長

整理番号12番について皆さん方からご意見・ご質問等ございませんか。

○番(農業委員)

2つ、質問があります。

まず、■■■■■万円という融資の額ですが、確認は取れているんでしょうか。

事務局長

証明書の方が添付されております。全額融資ということで建築されるようです。

○番(農業委員)

わかりました。

10ページの始末書。今までに始末書はたくさん出てきておりますが、始末書というのはやむを得ない理由があったということで出てくると思うんですが、棒線で訂正して出している。始末書としてこれで良いのかなと。

義父の名前が消されて祖父になっていたり、その下では、父がとなっていたり。

事務局長

この申請書は申請人が鞆事務所に依頼して、それとともに鞆事務所から始末書も出ているんですが、ご指摘のとおり文面がつながらないもんですから事務局で本人に確認をして、訂正をしております。

この中で私というのは、■■■■■さん。■■■■■さんの祖父が70年前に母屋を建て、父の■■■■■さんが引き継がれて、今日に至っているということです。

事務局の方で確認をして訂正したんですが、次回からは差し替えをするようにしていきたいと思います。

○番（農業委員）

はい。わかりました。やむを得ないと思います。

会長

他の皆さんから、ご質問ご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 12 番について申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 12 番は同意することに決定いたします。

続きまして整理番号 13 番。整理番号 13 番は受人が農業委員さんですので、農業委員会法 24 条・議事参与の制限というのがございます。当事者でございますので、しばらくの間退席をお願いします。

【■番委員 退席】

事務局の説明をお願いします。

事務局長

整理番号 13 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人■さん（■歳）、譲渡人■さん（■歳）。親子関係です。土地の所在：■、畠、■m²。利用状況：休耕地。第 2 種農地。事由：『野菜・果樹販売が目的の販売所であり、申請地が幹線道路沿いに面していることにより、店舗を開設するには最適であったため。従来、畠として登録されていたが、耕運機等を使用することも難しく（岩石交じりの土地の為）販売所としての活用をしたい。』ということです。転用目的及び事業計画：野外販売所・緑地・通路・その他として所要面積が■m²、販売所の建築面積が■m²、所要面積も■m²。側溝の所要面積が■m²、駐車場の所要面積が■m²。建築面積の合計が■m²、所要面積の合計が■m²となります。

事務局としましても指導をしておりまして、今回遅くなりましたが始末書をつけて上がってきました。

農産物の試食販売のための販売所ということで、やむを得ないと考えております。また周辺の農地への影響も少なく、10ha 以上の農地の広がりもないことから第 2 種農地、その他の農地と判断しております。

会長

整理番号 13 番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請地につきましては、気づいてすぐに 8 月のお盆前ですか、■の方に申請が必要だと伝えておったんですが、今になったということです。17 ページの航空写真ですが■の前ですね。申請地の横はお父さんの■さんの自宅です。申請地の上のハウスではパパイヤを植えております。

本人は屋久島に帰ってきて 1 年半ほどだと思いますが、一生懸命農業に取り組んでおります。親父さんの体がきかなくなって荒れていたところも、きれいな畠に復元しまして相当な種類の野菜を栽培し、販売しております。建物を建てる前はテントで販売していたんですが、難儀だということでおこなうことになったようです。

申請地は県道より一段下がった土地だったんですが、県道拡張の際に捨土で県道と同じ高さにしたわけなんですが、砂利交じりで耕作はしていないそうです。ススキやダチクが生えていたんですが、■君が帰ってきてから重機を入れて建てたそうです。

いろいろ問題がありますが、やむを得なかつたと思います。

会長

整理番号 13 番について皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。（「異議なし。」の声あり）

会長

整理番号 13 番について申請に同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 13 番は申請に同意することに決定いたします。

【■番委員 着席】

整理番号 13 番の結果だけ報告いたします。

申請に同意することに決定いたしました。

続きまして議案第 30 号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 30 号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。

整理番号 13 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人（■さん）（■歳）、貸人・公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 ■さん。土地の所在：■、他 ■筆。現況地目はすべて畑です。■筆の合計面積が ■m²。農用地区域内。内容：普通畑。契約期間：平成 ■年 ■月 日から平成 ■年 ■月 ■日まで。3 年間です。借料は ■筆で ■円です。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：ポンカン・タンカン・アボガド。経営面積：所有面積が ■m²、借地が ■m²、合計 ■m²です。従事日数：250 日。農機具等の保有状況といたしまして、軽トラック・1、歩行型 SS・1、ハンマーナイフ・1、オレンジキーパー・1、選果機・1、動噴・1 です。

今回の申請は先月の農地の利用集積を図るために購入したいという話でしたけども、どうしても資金の調達が難しいということでありまして、いittan 県の地域振興公社が売買により所有権を取得したという経緯があります。この ■筆の農地を貸借権の設定で認定農業者である ■さんに 3 年間貸付をするというものであります。

3 年後、農地の売買等事業を活用しまして、公社から買いとるという形になります。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたしております。以上です。

会長

整理番号 13 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

借人は平成 24 年に U ターンで帰ってこられて、就農をしております。昨年、認定農業者として認定を受けました。この農地は ■の事務所の裏側にありますて、説明のとおり、今後購入計画があるということです。青年団・消防団に入って、原の行事に積極的に参加されております。問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

会長

整理番号 13 番について皆さん方からのご意見・ご質問等いかがでしょう。

(「異議ありません。」の声あり)

皆さん方からご意見等無いようです。

先月も少しお話ししましたが、『良い農地があって欲しいけども今すぐ資金の調達ができない。2・3 年後であれば、どうにかなるんだけども。』という時には、このような制度があります。ということです。

○番（農業委員）

公社が買い上げる時の単価は決まっているんですか。

事務局	単価につきましては、双方の話し合いによって決まります。同じ条件の土地に対して等しく均衡が図られているかどうかを公社が判断して金額が決定するという仕組みになっています。
会長	<p>他にご質問等ございませんか。 (「ありません。」の声あり)</p> <p>整理番号 13 番について、計画を認めることにご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり)</p> <p>整理番号 13 番は計画を認めることに決定いたします。</p>
事務局長	<p>続きまして 21 ページ。議案第 31 号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第 31 号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあつたので議決を求める。</p> <p>整理番号 15 番。申請人：[REDACTED] さん（[REDACTED] 歳）、代理人・鞆研三行政書士事務所。土地の所在：[REDACTED]、畠、[REDACTED] m²。第 2 種農地・都市計画区域です。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『昭和 32 年に親の土地を相続したが、[REDACTED] をしていたため転勤の連続で耕作しておらず、現在は竹や雑木が生え原野の状態である。』ということです。</p> <p>申請地は [REDACTED] から西に約 400m 程に位置し、雑木や竹が生えている状態であります。さらに申請地を改めて耕作する後継者も見つからず、申請人本人も [REDACTED] 歳と高齢であること、また、申請地を農地として再生させるには多大な費用と労力を要するため、非農地としてやむを得ないと思われます。以上です。</p>
○番（農業委員）	<p>現地調査にご本人と代理人が見えられまして、[REDACTED] 歳という高齢ですし、[REDACTED] m² という土地に重機を入れて畠に戻すメリットはあるのかなという気がいたしました。後継者がいないということですので、借り手を見つけるといけないということになると、難しいかなという現状であります。今まで全然手をつけていないそうですので、かなり荒れておりました。非農地申請はやむを得ないかなと思います。以上です。</p>
会長	<p>皆さん方からご意見・ご質問どうぞ。 (「異議ありません。」の声あり)</p> <p>異議なしの声でございますが、非農地として認めることにご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり)</p> <p>整理番号 15 番については、非農地として認めることに決定いたします。</p>
	<p>続きまして別冊になります。議案第 32 号。耕作放棄地についての農地・非農地判断について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第 32 号。耕作放棄地についての農地・非農地判断について、「耕作放棄地全体調査要領」（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号 農林水産省農村振興局長通知）に基づき把握された耕作放棄地について、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 経営第 7907 号 農林水産省経営局長通知）により大字小島地区の現地調査を実施したので同通知第 2 の 2 に基づき農地に該当するか否かの判断の議決を求めます。</p> <p>次のページに現地調査等詳細がございます。</p> <p>調査集落名：小島。現地調査年月日：平成 26 年 9 月 4 日。調査者：</p>

事務局長	農業委員の大角利夫さん、事務局の川東、相談員の西田です。調査した筆数が 112 筆、81,556 m ² 、1 筆の平均面積が 728 m ² です。非農地と判断した筆数は 86 筆、58,668 m ² 。非農地と判断しなかった筆数が 26 筆、22,888 m ² です。判断しなかった内訳はお目通しください。以上です。
会長	事務局から説明がありましたが、担当委員から補足があればお願ひします。
○番（農業委員）	9月4日に現地調査を行ってきました。非農地と判断したところは何十年と耕作をしていないところです。特に道のないところですね。これはやむを得ないという判断でした。以上です。
会長	皆さん方から、資料を見てご質問等ございますか。
○番（農業委員）	非農地と認めなかった筆数の中に [REDACTED] が 4 筆ありますけども、どういう状況なんですか。というのは [REDACTED] は 3 条・4 条、ほとんど認めてきていると思っているんですが、非農地にあがってくる現状、状態とはどのようなことなのかなと。
事務局	山林のような状態なんすけども、[REDACTED] は農業生産法人として農地を取得しているわけですから、農地から外すのはまずいということです。非農地と判断せずに農地として残しているという状況です。
○番（農業委員）	それから [REDACTED] の土地はそんなに残っていないと思うんだけども、ここも山林ですか。
事務局	[REDACTED] も [REDACTED] と同じく農業生産法人なんですが、活動の実態がないんですよね。ですから生産法人自体を解散してほしいんですけど、[REDACTED] が持っている土地は仮登記が入っているもんですから、農地として処理できない状態です。
会長	今までこのように山林状態ではあるんですが、さかのぼってみると 3 年前・8 年前に 3 条許可を得ている。[REDACTED] も当時取得をする段階で、そのまま待った方が良いんじゃないかという話もありました。取得を待てば、この調査があることが予定されていましたので。その時点で非農地になると、[REDACTED] ・農政と話をしたんですが、そこまで待てないということで 3 条で取得をしたという経緯がございます。3 条で取得をするという意味は、農地として活用するという意思表示なんです。農地として活用するから許可を下さい。という申請が 3 条申請なんですね。ですから許可を受けて取得したところを、すぐに非農地という判断をすることは矛盾があるということです。そのため、この非農地調査の対象になっても 10 年間は非農地として認めておりません。これは、今までのところも事務局で調査ができる限り認めてはおりません。そのようにご理解ください。
○番（農業委員）	10 年間は認めないとということですけども、10 年後は非農地として判断されるということですか。
会長	例えば 13 年後もこの制度があれば、判断する可能性はあります。
○番（農業委員）	ずっと使わんとけば、将来的に非農地になるという理解でいいんですか。
会長	その可能性はあります。が、その前に農業委員の皆さんのが意向調査、あるいは農地として活用してくださいという働きかけを積極的にしていかなければいけないという義務を持っています。

○番（農業委員）

と集落の間にはっきりとした解決策もないままですで、できるならば、3条で取得していますので農地として活用してもらいたいと思っているわけです。ここが非農地となった場合に、どのようなことをするのかが心配なわけです。

会長

この制度では10年間は認めておりませんけども、逆に地権者から直接の申請、非農地証明願いというのは20年要件ということがありますので、20年以上経過していないと基本的に認めません。これは国が全国的にこのような調査をしなさいということですので、それにのっとって作業しているわけで、市町村で10年という設定をしています。そのようにご理解をお願いします。

他にご質問ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

ご質問なければ、今回の小島地区の非農地判断については原案通り認めるということにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

原案通り認めることに決定いたします。

事務局

【行事予定説明】

会長（鎌田秀久君）

以上をもちまして、第6回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時55分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

5番

6番

平成26年9月25日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久